

<成功報酬の返還>

求人者に支払う成功報酬について、紹介者が求人者において勤務の開始日後、3ヶ月に満たない期間内に退職が生じた場合、求人者に以下のとおり当該報酬を返還するものとする。

- ・ 1ヵ月未満の場合：成功報酬の 80%
- ・ 2ヶ月未満の場合：成功報酬の 50%
- ・ 3ヶ月未満の場合：成功報酬の 25%

但し、求人者の紹介者に対する処遇及びその他条件が契約成立時の条件内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではないものとする